

○文部科学省告示第一号

教科書の定価認可基準（昭和五十五年文部省告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月一八日

文部科学大臣 萩生田 光一

別表中学校の表を次のように改める。

中 学 校

数 学 数	社 会			書 写	国 語	教 科 種 目	定価の最高額（単位 円）
	地 図	社会（公民的分野）	社会（歴史的分野）				
六三三	一、一三八	八〇一	八〇一	四五一	八二八	第一学年用	八二八
六三三					八二八	第二学年用	
六三三					八五六	第三学年用	

道	特別の教科	外国語		技術・家庭	保健体育	美術		音楽	理科
徳	道	英語	技術・家庭 (家庭分野)	技術・家庭 (技術分野)	保健体育	美術	音楽 (器楽合奏)	音楽 (一般)	科
	四四九	三三九				三三九		二五八	七六九
	四四九	三三九	六八〇	六八〇	四三五	六七九	二八六	五一	七六九
	四四九	三三九							七六九

附 則

この告示は、令和三年度以降の使用に係る教科書から実施する。